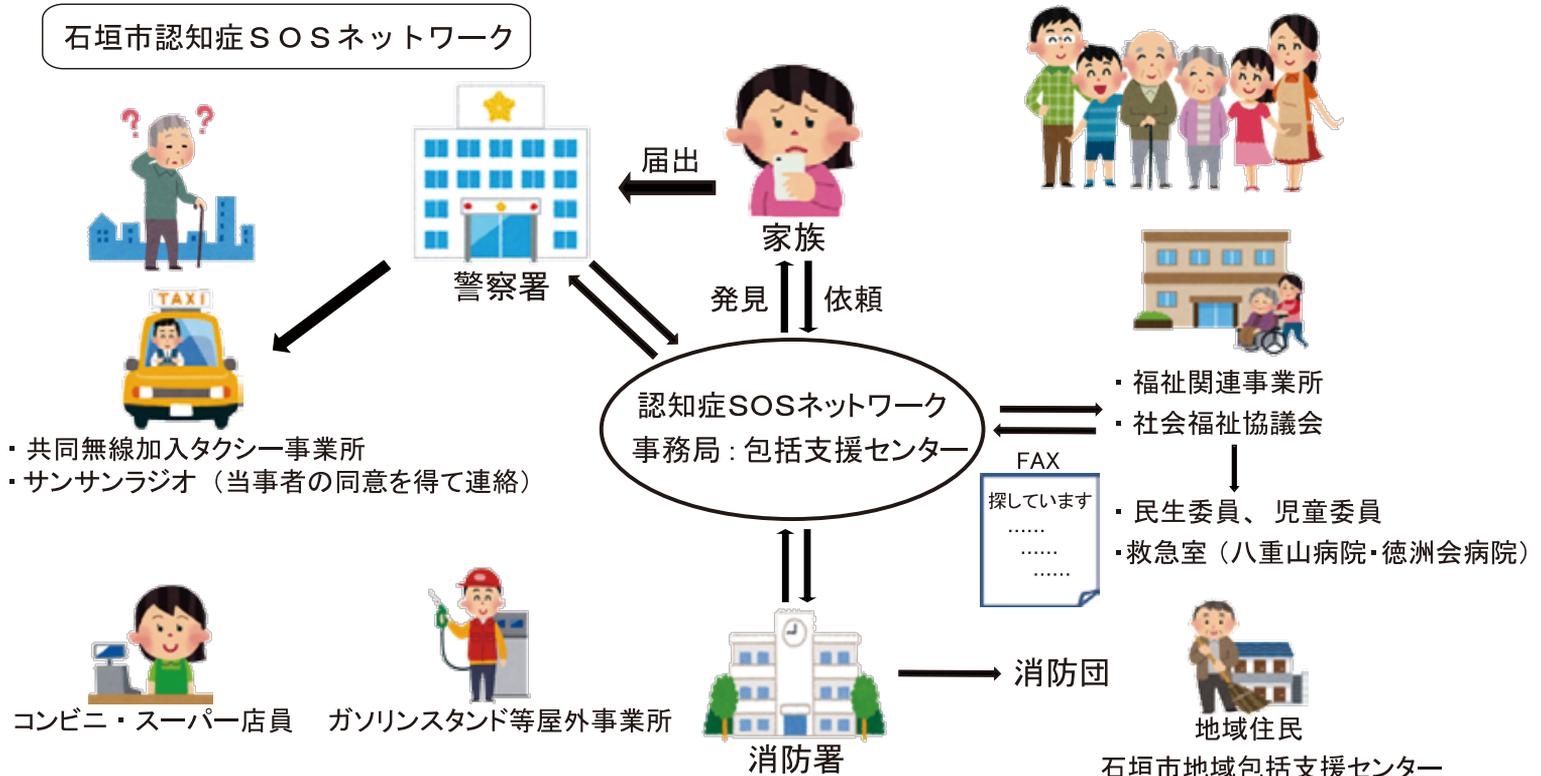


『石垣市認知症SOSネットワーク』を発足しました

近年、石垣市においても認知症の方が行方不明になり、家に戻れないことが増えてきている状況があります。石垣市地域包括支援センターでは、認知症の高齢者の方が、ひとり歩き（徘徊）して行方不明になった場合、正確かつ迅速に捜索できるよう、平成26年度から地域包括ケア会議で委員及び家族会、関係機関のみなさまを交えて話し合いを重ねてまいりました。平成27年6月4日第1回の地域包括支援ケア会議において、各関係機関がスムーズに動けるよう図のようにSOSネットワークを発足しました。

認知症の予防はもちろんですが、高齢者の方が認知症になっても安心・安全に暮らし続けられる地域づくりを推進しています。気になることがございましたら、地域包括支援センターにご相談ください。

石垣市認知症SOSネットワーク



【問い合わせ先】 石垣市福祉部 介護長寿課 地域包括支援センター 電話：0980-84-3333

児童家庭課からのお知らせ

●現況届・所得状況届についてのお知らせ

- 児童扶養手当 ●母子父子医療費助成
 - 特別児童扶養手当
- 上記手当の受給者の皆様は、毎年期間内に「現況届」又は「所得状況届」を提出しなければなりません。この届出がない場合、8月以降の手当の支給や医療費の助成が受けられなくなります。受給者の皆様には、7月下旬に通知を郵送しますので、必ずご確認ください。
- ※一部支給停止適用除外申請の対象となっている方は、現況届と併せて必要書類の提出を行ってください。

【期間】

- ・児童扶養手当・母子父子医療費助成
8月3日（月）～ 8月31日（月）
- ・特別児童扶養手当
8月11日（火）～ 9月10日（木）

【受付時間】

午前8時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時30分
※届出には時間を要します。余裕をもってお越しください。

【時間外・休日受付】

8月21日（金）午後5時～午後7時30分
8月23日（月）午前8時30分～午後4時30分
8月25日（木）午後5時～午後7時30分

※時間外及び休日は「生活保護受給証明書」の発行及び税の申告はできませんのでご注意ください。

【受付場所・お問い合わせ】

石垣市児童家庭課 ☎ 0980-82-1704

●公立・認可保育園および地域型保育施設の保育料算定に係る寡婦（夫）控除のみなし適用について

現在、母（父）子家庭に対する税法上の寡婦（夫）控除は、死別・離婚の場合にのみ適用され、未婚者には適用されていませんが、石垣市では平成27年4月分保育料より保育料算定のもととなる前年度分および現年度分の市民税課税額を寡婦（夫）控除があったものとみなして、公立保育所・認可保育園、地域型保育施設保育料の軽減を図ります。

ただし、寡婦（夫）控除を『みなし適用』した場合も、所得が高い場合や、児童の祖父母と同居している場合は、保育料が変わらない場合もありますので、事前に児童家庭課保育料担当にお問い合わせください。

『みなし適用』を受ける場合は、当該年度内に別途減免申請が必要になりますので、詳しくは児童家庭課子育て支援係（☎ 0980-82-1704）にお問い合わせください。